

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月29日
【会社名】	Institution for a Global Society株式会社
【英訳名】	Institution for a Global Society Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福原 正大
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南一丁目11番2号
【電話番号】	03-6447-7151 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員Co-CFO 管理部長 丸山 素子
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南一丁目11番2号
【電話番号】	03-6447-7151 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員Co-CFO 管理部長 丸山 素子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月27日開催の当社第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
2. 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づき、上場会社は、経済産業大臣・法務大臣の確認を受けることを条件として、「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、第12条第2項を追加するものであります。
3. 取締役が中長期的視野に立った経営を行うことを目的として、取締役の任期を2年に伸長し、取締役の任期の調整に関する規定を新設するものであります。
4. 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

第2号議案 取締役4名選任の件

福原正大、成田忍、中江史人、幸田博人を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

加納裕、小林武を監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	26,326	364	-	（注）1	可決 98.47
第2号議案					
福原 正大	26,340	350	-	（注）2	可決 98.52
成田 忍	26,306	384	-		可決 98.39
中江 史人	26,334	356	-		可決 98.50
幸田 博人	26,292	398	-		可決 98.34
第3号議案					
加納 裕	26,421	269	-	（注）2	可決 98.82
小林 武	26,389	301	-		可決 98.70

（注）1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上